

## 行政監査結果の公表について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年3月30日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

### 1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

「業務委託にかかる随意契約(50万円以下)事務について」

(2) 監査の期間

平成28年2月15日から平成28年3月25日

(3) 監査の方法

一般会計において、平成26年度に支払いをした委託料のうち契約額が10万円以上50万円以下の業務委託で、随意契約により契約した業務委託について各部署から資料の提出を求め、聞き取り調査を実施した。

(4) 監査の着眼点

- ① 委託の目的について
- ② 随意契約の状況について
- ③ 予定価格の算定について
- ④ 契約方法(随意契約の理由)について
- ⑤ 契約期間について

### 2 監査の結果

業務委託にかかる随意契約(50万円以下)事務について監査した結果、おおむね適正に処理されていると認められたが、改善を検討する必要がある事項については、早急の実施されたい。